

<目的>

1. 本ガイドラインは、各相談所がお互いに協力し合い、会員の成婚にむけたサービス提供を行うため、運営上守るべきルールやマナー、その他の方針について定めたものです。

株式会社デンファレ（以下、当社）は相談所の運営実態等にもとづき、適宜適切にこのガイドラインを運用し、必要に応じてその内容を変更していくますが、本ガイドラインで網羅できない事柄については、上記相互扶助の精神に基づき各相談所間で話し合い、解決をはかるものとします。

日本ブライダル連盟（以下、BIU）との取組時は、双方のルール・ガイドラインが異なることを承知頂き、配慮と思いやりをもった対応を心がけて下さい。

①共通の事項について

提携団体所属相談所との取組時には、お見合いを受諾した側が加盟する連盟のガイドラインが適用されるものとし、お見合い申し込み側の相談所はこれを遵守するものとする。

<会員登録について>

2. 会員のプロフィール登録について

各相談所は、自社の会員を良縁システム（以下、システム）に登録するにあたり、その内容について下記内容に従ってください。

①写真については本人が一人で写っている、6ヶ月以内に撮影のものを使用します。原則・当事者が見て好ましい写真を載せる。但しプリクラは不可。

②記載内容に虚偽や誇張表現がないかを確認します。

③初婚・再婚の区別は、あくまで戸籍上の婚姻関係が過去にあった場合に「再婚」「再再婚」とし、それ以外は「初婚」とします。

④子供の有無の表記は、親権有り無しにかかわらず家族欄に必ず記載。

⑤住所については、住民票記載の住所を原則とする。検索にかかるようにと住所や居所以外の場所を登録することは禁止します。また、登録後の再確認を推奨します。

⑥会員の氏名は、本名（フルネーム）で登録します。仮名やペンネーム、通称や記号・アルファベット等の登録は禁止します。検索結果に反映するものではありません。

⑦登録後は、常に最新のデータになるよう維持・更新します。

3. 登録会員の移譲について

会員を他相談所へ移譲する場合、消費者保護の観点から、中途解約時の返金の責任の帰属等、契約内容について明確にし、トラブル無きよう運営ください。尚、万一相談所間の会員の移譲に関して、相談所と会員間、あるいは相談所同士のトラブルがあっても、当社は責任を負いません。

<お見合いについて>

4. お見合い設定時のルールについて

各相談所は、会員のお見合いについて下記の基準に沿って運用してください。

①お見合いの申込みに対する返事は2週間（お見合いの申し込み発生日を含め14日間）以内を目安に、速やかに行うようにしてください。また、お見合いの返答期限内に返答がない場合は「お断り」として処理してください。

②お見合いをすることが決まった場合、双方の相談所（受け側の希望が優先される）が協力の上、日程は一週間を目安に、双方相手方への配慮と思いやりを持って調整してください。

③お見合いの前日は、原則申し込んだ相談所側から、日時・場所確認の再連絡をしてください。

④お見合いが立込んでいる、仕事が忙しいなど、申込み・申受けから1ヶ月以内にお見合いが組めないことが明白な場合は、安易に取次がずに相手方への配慮を持った対応や判断をお願いします。

⑤お見合いの当日は、必ず相手方相談所と連絡がつくようにしてください。

⑥お見合いの結果は、当日中、または翌日午前中に自室会員より返事が聞けるよう指導すること。また、自会員より結果を聞いた後、お相手相談室には可能な限り速やかに返事を伝えるようにしてください。返事が遅れる場合でも翌日午後6時までに連絡すること（男性の返事が先の方が望ましい）。お見合いの翌日が休業日の場合は、原則当日中にお見合い結果の入力をしてください。翌日が休業日で対応が難しい場合は、日時を指定し先方の了解を取っておくこと。

⑦会員間のトラブル回避のため、お見合い当日に会員同士が名刺、電話番号、SNSといった連絡先の交換をせず、相談所を通して返事をするように徹底してください。

⑧エリアによりお見合いの立会い・同席に関する習慣・風習や考え方方が違うことを理解し、そのエリアの習慣や文化を尊重するようにしてください。

⑨お見合い申込み時のお茶代は原則男性側の負担とします。ただし、お見合いに同席する相談所スタッフ（仲人）のお茶代については、原則申込みを受けた側の相談所の方針が優先されることとします。

同席を希望する女性会員の申し込みを取次ぐ際には、相手側相談所の方針を事前に確認するようにしましょう。

⑩お見合い決定後の日程変更について

原則としてお見合い決定後日時の変更はしてはならない。ただし、病気や怪我それに類するものの場合や双方相談所が認め合った場合には、1ヶ月以内での変更は出来るものとする。

## 5. お見合いのキャンセル料金について

お見合いのキャンセルについては下記のルールに沿って運用してください。尚、相談所間で判断の分かれの場合、本ガイドラインの目的たる相互扶助の精神にもとづき、双方話し合いの上での解決をしてください。

①お見合いをすることが決まった[WEB申込み（お見合い承諾、申込み中）もしくはお電話で承諾]後にキャンセルをした場合は、原則としてキャンセルをした側の相談所はキャンセル料5,000円（税込）を相手側相談所に支払う事とします。但し 話し合いの上示談など、双方円満な解決策に尽力し、会員様にも承諾の重要性を伝えることが大切である。

②お見合い当日のキャンセルは、原則としてキャンセル料10,000円（税込）を相手側相談所に支払う事とします。

なお、以下の場合は当日キャンセルとみなします。

1. お見合い当日の日程変更。
2. 前日午後5時以降のキャンセル（日程変更も含む）。

3. お見合い時間間近となつても、お相手会員に連絡がとれないとき。
4. お相手に理解の得られない遅刻。
5. 当日お見合い現場に行かなかつたとき。

ただし、早めに連絡が取れ（お相手会員も納得され）後日改めてお見合いとなつた場合には、この限りではない。

③お見合いが成立した場合でも、お見合い日が決まらずお見合い成立の日から 30 日経過した場合（お見合い成立の翌日から計算）、申込みを受けた会員はペナルティ無しでこのお見合いをキャンセルできる。

#### ＜交際から成婚について＞

#### 6. 交際管理について

会員の交際管理にあたつては、下記のルールに沿つた運用をお願いします。

①会員が並行して複数の交際を進める場合、交際期間の重複は 1、2 ヶ月を目処とし、相手側に誤解を与えないように進めてください。また、お一人に決められた場合は、各相談所同士確認を取り同じタイミングで【交際中】とする。

②交際期間について、お見合い日より 3 ヶ月で「交際を継続する」か「お断りをする」かを、会員に意思確認してください。また、成婚料を受取る場合は相手側にも一報してください。

③交際時に知つたお相手の連絡先に対し、相談所から連絡をすることは一切認めません。

④交際承諾後は、正当な理由なく、一度の出会いもないまま交際中止することは禁止します。

又、会員へのフォロー（アドバイス）不足として、一度の出会いもないまま交際中止した相手方相談所に対し罰則 5,000 円（税込）を支払うものとします。ただし、相談所同士、状況を伝えあうなど、正当な理由がある場合、電話やメールでの会話が成立している場合は、この限りではない。

⑤交際期間中の婚前交渉は厳禁です。会員から相談された際も、業界全体への風評や影響を熟慮の上、アドバイスをお願いします。

⑥交際を終了する場合は、相談所を通じてお断りしてください。ただし、会員同士の自然な流れによる話し合いや、交際期間が長い場合などは、双方相談所同士で話し合いの上、判断してください。

⑦会員が、交際を終了した相手方に連絡をとることやお会いすることは禁止してください。交際終了が決定した時点でお相手の情報は、速やかに相談所の責任において個人情報を削除させて下さい。

⑧交際の終了をシステムに入力するのは、原則交際をお断りされる側が行うこととします。断りの連絡を受けた相談所は、会員に連絡をして交際終了の旨を伝えた上で速やかにシステムの入力を行ってください。入力の期限は断りの連絡を受けた日の翌々日の 17 時までとし、期限までに入力が無い場合は断った側の相談所がシステムに入力しても構わぬこととします。

⑨相談所間の連絡については、双方の相談所が互いに協力し合い、相互扶助の精神で相手方への配慮と思いやりを持った対応を心がけてください。電話で連絡を取つた場合も、後から確認出来る様に備忘記録を取ることを推奨します。

#### 7. 成婚について

成婚とは会員同士がお互いに結婚すると決めることです。以下の場合も成婚とみなすことを、会員に周知徹

底してください。

①婚前交渉

②結婚の口約束、同居、同棲した場合（短期間や宿泊を伴う旅行も含む）

③退会後、過去に相談所を通じてお見合いした方と結婚した場合

## 8. チェリー会員・ピーチ会員について

会員様の成婚料及びお見合い料がお相手負担の場合は、後々のトラブル防止の為に以下の対応をお願い申し上げます。成婚及びお見合いが決まった後に、成婚料及びお見合い料お相手負担を申し出るのは無効となります。

①登録について

・自相談所の女性会員の成婚料を、相手相談所の男性会員に支払ってもらいたい場合は、チェリーやピーチ会員として登録しなければならない。

ピーチ会員とは外国籍の会員のことであり、ピーチ会員の登録はビザ期間6ヶ月以上とする。

②お見合い料について

・チェリー会員のお見合い料を相手相談室の男性に支払ってもらうことはできない。

・ピーチ会員の場合は、男性からお見合いの申し込みをした場合には男性が女性分のお見合い料も持つこと。

ピーチ会員から、お見合いの申込みをした場合には、男女共各々がお見合い料を持つこと。

③成婚料について

ピーチ会員の成婚料は、相手側相談所が責任を持って自会員から集金すること。

なお、お預かりした成婚料は、7日以内にピーチ会員側相談所の預金口座に振り込むこと。

④入籍時の注意点

入籍の条件として、下記項目の要求をしてはならない。また、ピーチ会員側相談所は入籍時、自会員と誓約書を原則結ばなければならない。

生活費を除く

・法外な物品の要求

・法外な金銭の要求

・借金の返済の要求

ただし当人同士の同意がある場合、この限りではない。

## <会員募集・広告出稿について>

### 9. 会員募集、広告出稿について

新聞、雑誌、電波、インターネット等の広告媒体を利用して会員募集を行うときは次の基準に従ってください。

①特定商取引法、景品表示法、消費者契約法など関係法令を遵守してください。

②業界に対する信頼性を著しく損なう怖れのある媒体は選択しないようにしてください。

③社名または屋号、サービス名、連絡先（所在地、電話番号等）、業態（役務内容等）を明示して下さい。